

令和7年度
(2025年度)

事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公益財団法人 都道府県センター

目次

公益財団法人都道府県センター公益目的事業の概況	1
被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業 (公益目的事業1)	
1 被災者生活再建支援金の支給	3
2 会議	3
【資料】令和7年度における被災者生活再建支援金の支給状況	4
都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業 (公益目的事業2) 地方自治振興事業助成金の交付	7
都道府県会館の管理運営事業 (公益目的事業3及び収益事業1)	
1 事務所の提供 (公益)	8
2 都道府県及び入居団体への会議室の提供 (公益)	8
3 外部への会議室の提供 (収益)	8
4 民間業者への店舗貸付け (収益)	8
5 その他	8
【資料】都道府県会館入居者一覧	10
都道府県有財産の損害に対する相互救済事業 (公益目的事業4)	
I 建物共済事業	
1 災害共済金及び災害見舞金の支払	11
2 会議	12
3 規程の改正等	12
4 その他	12
【資料】令和7年度都道府県別建物共済加入及び災害共済金・災害見舞金支払状況	13
II 機械損害共済事業	
1 災害共済金及び災害見舞金の支払	14
2 会議	14
3 規程の改正等	14
4 その他	14
【資料】令和7年度機械損害共済加入状況及び支払状況	15
法人の運営	
1 理事会・評議員会の開催	16
2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況	17
3 運営体制の充実を図るための取組	18
【資料】公益財団法人都道府県センター役員等名簿	20

注：本資料中の計数は表示単位未満切り捨てにより、表示している。

公益財団法人都道府県センター事業の概況

公益財団法人都道府県センターは、定款に定める当法人の事業目的を達成するため、下記の各事業に取り組んでいる。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業

(公益目的事業1)

当事業は、阪神淡路大震災を契機として制定された被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法第66号）に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者に対し支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する事業である。

支給額については、平成19年11月の支援法の一部改正により、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とを合わせて、一世帯当たり最大300万円が定額渡し切り方式で支給されることとなっている。

また、令和2年12月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。令和2年7月3日以降に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯にも遡及適用し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円が支給される仕組みとなっている（金額はいずれも世帯人数が複数の場合）。

支援金は、平成11年4月5日の事業開始以降、令和7年度末までの27年間で、累計322,364世帯に総額565,381,429千円を支給した。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

(公益目的事業2)

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金（27億円余）から生ずる運用益及び当該基金の一部取崩しにより、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

支援にあたっては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、地方自治の円滑な運営に寄与する事業を助成の対象としている。

3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業3及び収益事業1）

当事業は、東京における都道府県の活動拠点としての役割を担う都道府県会館の管理運営を行う事業である。

(1) 公益目的事業

都道府県及び都道府県行政に密接な関係を持つ団体に対し、近隣の相場よりも低廉な価格で事務所を提供するほか、会館の状態を良好に維持するため、各種設備等の修繕工事等を実施している。

また、会館内にある貸会議室については、会館入居者へ優先的に貸出している。

(2) 収益事業

民間業者に対し店舗等のスペースを貸付け、郵便局や飲食店等を設置し、会館入居者や近隣住民の利便性向上を図っている。

また、会館内にある貸会議室については、入居団体が使用していない時間帯に、広く一般に貸出している。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）

(1) 建物共済事業

当事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等（水力発電用機械を除く）の火災、水災、震災その他の災害の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

(2) 機械損害共済事業

当事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

5 法人の運営

当法人は、法令及び定款に基づいて理事会及び評議員会を開催し、所要の事項について決議・報告を行っている。また、運営体制の充実を図るための取組を実施している。

**被災者生活再建支援法に基づく自然災害による
被災者の生活再建支援事業（公益目的事業1）**

1 被災者生活再建支援金の支給

令和7年度は、総額 11,865,687 千円の被災者生活再建支援金を支給した。内訳は、東日本大震災では 612,875 千円、令和6年能登半島地震では 10,380,000 千円、令和7年台風第15号等による災害では 150,437 千円、令和5年梅雨前線による大雨災害では 125,562 千円、それ以外の災害については 596,812 千円の支給となっている。

令和7年度に発生した新たな支援法適用災害は、「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨災害（福岡県福津市、熊本県熊本市・八代市等、鹿児島県霧島市・始良市）」、「令和7年台風第12号による災害（鹿児島県南さつま市）」、「令和7年台風第15号等による災害（静岡県牧之原市）」、「令和7年台風第22号及び第23号による災害（東京都八丈町）」、「令和7年11月18日に発生した強風による災害（大分県大分市）」、「令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害（青森県八戸市）」であり、これらによる支給額は 357,125 千円となっている。

2 会議

被災者生活再建支援事業運営委員会

- (1) 開催日 令和7年6月11日付け（書面開催）
議事 令和6年度被災者生活再建支援事業報告（案）及び同事業決算（案）について
- (2) 開催日 令和8年1月19日付け（書面開催）
議事 令和8年度被災者生活再建支援事業計画（案）及び同事業予算（案）について

【被災者生活再建支援事業運営委員会委員名簿】
（令和8年3月31日現在）

職	氏名
福島県知事	内堀雅雄
◎ 神奈川県知事	黒岩祐治
岐阜県知事	江崎禎英
兵庫県知事	齋藤元彦
山口県知事	村岡嗣政
愛媛県知事	中村時広
沖縄県知事	玉城デニー

（◎：委員長）

令和7年度における被災者生活再建支援金の支給状況

(令和8年3月31日現在/単位:円)

災 害		公示内容		支給状況	
名 称	都道府県	適用区域	適用日	金 額	
東日本大震災	青森県	青森県	H23.3.11	612,875,000	
	岩手県	岩手県		0	
	宮城県	宮城県		3,500,000	
	福島県	福島県		0	
	茨城県	茨城県		609,375,000	
	栃木県	栃木県		0	
	千葉県	千葉県		0	
	埼玉県	(注1)		0	
	東京都	板橋区		0	
	新潟県	(注2)		0	
	長野県	栄村	H23.3.12	0	
平成28年(2016年)熊本地震	熊本県	熊本県	H28.4.14	8,875,000	
	大分県	由布市	H28.4.16	8,875,000	
				0	
平成30年7月豪雨による災害	京都府	(注3)	H30.7.5	2,000,000	
	兵庫県	(注4)		0	
	岡山県	岡山県		0	
	広島県	広島県		2,000,000	
	徳島県	三好市		0	
	愛媛県	愛媛県	0		
	福岡県	(注5)	H30.7.6	0	
	島根県	(注6)		0	
	山口県	(注7)		0	
	佐賀県	基山町		0	
	高知県	(注8)		H30.7.6・8	0
	岐阜県	関市		H30.7.8	0
				0	
平成30年北海道胆振東部地震	北海道	北海道	H30.9.6	2,000,000	
令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	千葉県	千葉県	R1.9.9	1,500,000	
令和元年台風第19号による災害	岩手県	(注9)	R1.10.12	5,000,000	
	宮城県	宮城県		0	
	福島県	福島県		4,000,000	
	栃木県	(注10)		0	
	群馬県	(注11)		0	
	埼玉県	埼玉県		0	
	東京都	(注12)		0	
	神奈川県	(注13)		1,000,000	
	新潟県	阿賀町		0	
	山梨県	上野原市		0	
	長野県	長野県		0	
	静岡県	(注14)		0	

				31,750,000
令和2年7月豪雨による災害	熊本県	熊本県	R2.7.4	31,750,000
	鹿児島県	(注15)		0
	福岡県	大牟田市	R2.7.6	0
	大分県	(注16)		0
	岐阜県	下呂市	R2.7.8	0
	島根県	江津市	R2.7.13	0
令和3年7月1日からの大雨による災害	静岡県	熱海市	R3.7.3	4,000,000
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	宮城県	(注17)	R4.3.16	57,500,000
	福島県	福島県		500,000
令和4年8月3日からの大雨による災害	青森県	(注18)	R4.8.3 8.9	18,250,000
	山形県	(注19)	R4.8.3	0
	新潟県	(注20)		17,875,000
	石川県	小松市	R4.8.4	0
	福井県	南越前町	R4.8.5	375,000
令和4年台風第14号による災害	宮崎県	(注21)	R4.9.17	3,375,000
令和4年台風第15号による災害	静岡県	静岡市	R4.9.23	10,125,000
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	石川県	珠洲市	R5.5.5	4,000,000
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	茨城県	取手市	R5.6.2	1,625,000
	和歌山県	(注22)		0
令和5年梅雨前線による大雨災害	秋田県	(注23)	R5.7.14	125,562,500
	福岡県	(注24)	R5.7.8	100,437,500
	石川県	津幡町	R5.7.12	19,500,000
	山口県	美祢市	R5.6.30	4,375,000
	大分県	日田市	R5.7.8	0
令和5年台風第13号による災害	福島県	いわき市	R5.9.8	13,875,000
	千葉県	(注25)		10,625,000
	茨城県	(注26)		750,000
令和6年能登半島地震	石川県	石川県	R6.1.1	2,500,000
	富山県	富山県		10,380,000,000
	新潟県	新潟県		8,780,562,500
令和6年7月25日からの大雨による災害	山形県	(注27)	R6.7.25	401,687,500
令和6年9月20日からの大雨による災害	石川県	(注28)	R6.9.21	1,197,750,000
令和7年2月26日に発生した強風による災害	岩手県	大船渡市	R7.2.26	80,750,000
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨災害	鹿児島県	(注29)	R7.8.7	93,437,500
	福岡県	福津市	R7.8.10	25,187,500
	熊本県	(注30)		3,500,000
令和7年台風第12号による災害	鹿児島県	南さつま市	R7.8.21	64,750,000
令和7年台風第15号等による災害	静岡県	牧之原市	R7.9.5	375,000
令和7年台風第22号及び第23号による災害	東京都	八丈町	R7.10.8	150,437,500
令和7年11月18日に発生した強風による災害	大分県	大分市	R7.11.18	31,000,000
令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害	青森県	八戸市	R7.12.8	79,625,000
計				2,250,000
				11,865,687,500

- 注 1：加須市・久喜市
2：十日町市・津南町
3：福知山市・綾部市
4：神戸市・宍粟市
5：北九州市・久留米市・飯塚市・嘉麻市
6：江津市・川本町
7：岩国市・光市
8：宿毛市・香南市・大月町
9：山田町・宮古市・釜石市・久慈市
10：宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・那須烏山市・茂木町
11：富岡市・嬬恋村
12：あきる野市・日の出町・檜原村・大田区・八王子市・世田谷区
13：川崎市・相模原市
14：伊豆の国市・函南町・伊豆市
15：鹿屋市・垂水市
16：九重町・日田市・由布市・玖珠町
17：山元町・角田市・白石市・蔵王町・亘理町・柴田町
18：外ヶ浜町・鯨ヶ沢町・深浦町
19：川西町・飯豊町
20：村上市・関川村
21：都城市・延岡市
22：海南市・紀美野町・九度山町
23：秋田市・能代市・五城目町
24：久留米市・東峰村・広川町
25：茂原市・長南町
26：高萩市・北茨城市
27：酒田市・戸沢村・遊佐町
28：輪島市・珠洲市
29：霧島市・始良市
30：熊本市・八代市・玉名市・上天草市・宇城市・天草市・美里町・甲佐町・氷川町

※返還含まず

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う
団体の支援事業（公益目的事業2）

地方自治振興事業助成金の交付

令和7年度は、全国知事会からの申請を受け、全国知事会の諸活動のうち、常任委員会・特別委員会等の活動経費、行財政に関する調査研究経費、広報経費等を対象に、38,990千円の助成を行うことを決定した。

都道府県会館の管理運営事業
(公益目的事業3及び収益事業1)

1 事務所の提供（公益目的事業）

都道府県東京事務所及び都道府県行政に密接な関係がある団体に、都道府県会館内の事務室を貸与している。

令和7年度末において45都道府県の東京事務所（分室を含む。）並びに全国知事会等関係団体8団体が入居しており、令和7年度の管理料は570,003千円、賃料は76,904千円となった（入居団体は「都道府県会館 入居者一覧」のとおり）。

2 都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益目的事業）

会館内にある貸会議室について、都道府県や入居団体に、周辺施設の相場よりも低廉な価格で優先的に貸出しを行っている。

令和7年度の会議室使用料は27,093千円となり、前年度との対比で約2,589千円の増収となった。

3 外部への会議室の提供（収益事業）

上記2のとおり、会館内にある貸会議室は都道府県や入居団体への貸出しを優先しているが、これらの団体の使用がない時間帯に、広く一般にも貸出しを行っている。

令和7年度の会議室使用料は37,391千円となり、前年度との対比で約8,021千円の増収となった。

4 民間業者への店舗貸付け（収益事業）

入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を目的として、郵便局や飲食店等の民間7業者へ店舗を貸付け、またコンビニエンスストア、自動販売機については営業委託を行っている。

令和7年度の貸付けによる賃料は35,147千円、営業委託による収益は3,374千円となった。

5 その他

会館の適切な管理・運営のため、設備等の更新・修繕を順次実施した。主な工事は以下のとおりである。

(1) 電気設備工事

- ・外灯部品及びハリポート照明の経年劣化による更新

(2) 情報通信設備工事

- ・電話設備の構成機器のサポート期限到来による更新
- ・会議室用AV設備のサポート期限到来による更新

(3) 空調設備ほか工事

- ・会議室等の空調機器（エアーハンドリングユニット）の構成部品の経年劣化による更新

- ・ 地下店舗の空調機器（ファンコイルユニット）の経年劣化による更新
（21 台）
 - ・ 空調用の熱源設備（ガス吸収式冷温水発生器）制御盤の経年劣化による更新
- (4) 自動制御設備工事
- ・ 中央監視装置の端末及びソフトウェアの経年劣化による更新
- (5) 防災設備工事
- ・ 自動火災報知設備、非常放送設備の盤内に設置されている電源・蓄電池等の経年劣化による更新

都道府県会館 入居者一覧

令和8年3月31日現在

階 数	入 居 団 体 等
15 階	新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所、 北海道東京事務所（分室）、岩手県東京事務所（分室）、 東京都事務室、自治体衛星通信機構（東京局）、地域医療振興協会
14 階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、岐阜県東京事務所、 徳島県東京本部、長崎県東京事務所
13 階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所、 静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12 階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所、 和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11 階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所、 愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏事務所
10 階	福井県東京事務所、鳥取県東京本部、岡山県東京事務所、 熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
9 階	茨城県営業戦略部東京渉外部、神奈川県東京事務所、 愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
8 階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京本部、 京都府東京事務所、都道府県記者クラブ
7 階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所、 山口県東京事務所（分室）、都道府県センター事業部（被災者生活 再建支援基金課・災害共済課）
6 階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部、 自治体衛星通信機構
5 階	全国都道府県議会議長会、福岡県東京事務所（分室）、 自治医科大学、地域社会振興財団、地域医療振興協会、 全国高速道路建設協議会、都道府県センター管理部、 都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課（審査業務）、 貸会議室（501, 502 会議室）
4 階	貸会議室（401, 404～410 会議室）、大分県東京事務所
3 階	知事会会議室、特別会議室、スタジオ
2 階	郵便局
1 階	101 大会議室
地下 1階	赤坂歯科診療所、アヅマ理髪館、蕎麦処こいけ、上海大飯店、 New Spine クリニック東京、New Spine Lab、ファミリーマート、 防災センター

※ 「分室」とあるのは、東京事務所分室を指し、職員が常駐していない場合があります。

**都道府県有財産の損害に対する相互救済事業
(公益目的事業4)**

I 建物共済事業

1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和7年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は487,191千円（対前年度比0.50%増）となり、災害共済金と災害見舞金を合わせた支払額は123,554千円（同56.96%減）となった。

また、共済基金分担金総額に対する災害共済金及び災害見舞金の合計額の割合を示す損害率は、前年度の59.23%から25.36%へ減少した。

（資料参照）

そのうち、平成29年度より基率を大幅に引き上げた風力発電設備については、当年度は支払いがなかったため損害率は0%であった（令和6年度損害率388.90%）。また、罹災報告を受けているものの未請求の案件が4件ある。

以上により、令和7年度の事業収支差額359,966千円を建物共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

（単位：千円）

加入物件	分担金収入 a	災害共済金		災害見舞金		合計	
		支払額 b	損害率 b/a	支払額 c	損害率 c/a	支払額 b+c	損害率 (b+c) / a
全体	487,191	109,347	22.44%	14,206	2.91%	123,554	25.36%
（うち風力発電）	10,892	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

(1) 災害共済金

① 共済加入状況

令和7年度において、47都道府県等から受託した物件の共済責任額については、3,400,168,570千円（対前年度比0.28%増）となっており、これに係る共済基金分担金は、487,191千円（同0.50%増）となっている。

② 共済基金分担金平均基率

共済責任額千円に対する共済基金分担金の基率は平均0.14で、事業開始時（昭和27年）の5.06の2.76%相当となっている。

$$\frac{\text{共済基金分担金 } 487,191 \text{ 千円}}{\text{共済責任額 } 3,400,168,570 \text{ 千円}} \times 1,000 \text{ 円} \doteq 0.14 / \text{千円}$$

③ 災害共済金の状況

令和7年度の災害共済金については、支払件数348件（対前年度比15.61%増）で、災害共済金の支払額109,347千円（同24.58%減）となっている。支払額は、北新潟太陽光発電所（低圧ケーブル1号系列）（新潟県）の17,183千円や奥三面発電所（奥三面断路器盤MA3）（新潟県）の9,105千円、青少年センター（体育館）（高知県）の5,716千円が上位の高額支払いとなった。

罹災物件を用途別に区分すると、件数が最も多いのは庁舎・事務所の106件で全体数の30.46%を占め、支払額が最も多いのも庁舎・事務所の50,977

千円で全体の 46.62%を占めている。

同じく、罹災原因別に区分すると、自然災害が最も多く 194 件で、全件数の 55.75%を占めており、支払額も 44,909 千円で全体の 41.07%となっている。

(2) 災害見舞金

災害見舞金は、能登半島地震（R6.1.1）、その他の地震による被害の申請に対する交付であり、令和 7 年度は、20 件（対前年度比 78.72%減）、14,206 千円（同 90.00%減）を交付した。

平成 28 年度に処理を終えた平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による見舞金の申請は、特別に申請期限の延長を承認した福島県の帰還困難区域に伴う案件 11 件について、引き続き申請期限の延長を行っている。

罹災物件を用途別に区分すると、件数が最も多いのは学校と庁舎・事務所が同数の 6 件でそれぞれ全体数の 30.00%を占め、支払額については庁舎・事務所が 8,036 千円と全体の 56.57%を占めている。

同じく罹災原因別に区分すると地震と噴火と津波の 3 種類だが、令和 7 年度は地震のみで、件数は 20 件、災害見舞金支払額は 14,206 千円であった。

2 会議

(1) 令和 7 年度 都道府県センター建物共済業務担当課長・班長会議（書面開催）

日時 令和 7 年 10 月 24 日（金）

- 議事
- ・令和 6 年度建物共済事業の経営状況について
 - ・令和 7 年度災害共済金・見舞金支払状況について
 - ・令和 4～7 年度災害共済金・見舞金の未請求・処理状況について
 - ・加入・請求に関する留意事項について
 - ・規定・システムの改定について

3 規程の改正等

令和 7 年度においても、引き続き本事業における加入団体間の公平性確保に努めた。

また、業務効率化の観点から、特例の改定を行うとともに、請求書の一部項目をシステム上自動出力できるよう現共済システムの改修を実施した。

更に、平成 16 年度に導入した現共済システムの老朽化により、業務に課題が生じていることから、建物共済システムを更新することとなった。プロポーザルを実施のうえ、業者及びシステムを選定し、令和 8 年度稼働に向け構築作業を実施した。

他、令和 7 年度決算から収支計算書を廃止することに伴い、建物共済事業業務規程の一部改正を行った。

4 その他

平成 29 年度に実施した 2 回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（285 億円）を用途に、共済備金積立資産（当年度末残高 227 億円）への積立を継続している。

令和7年度都道府県別建物共済加入及び災害共済金・災害見舞金支払状況

都道府県名	委託 件数	棟数	面積 (㎡)	見積価額 (千円)	共済責任額 (千円)	共済基金 分担金(円)	災害共済金 (円)	災害見舞金 (円)	損害率 (%)
北海道	603	574	107,208	126,511,487	10,951,163	2,143,148	178,100		8.31
青森県	2,504	2,420	1,642,915	187,292,010	103,042,300	15,916,764	868,895	227,991	6.89
岩手県	8,437	548	921,427	42,743,785	24,815,832	4,313,264	0		0.00
宮城県	710	257	316,949	80,493,418	33,552,192	6,392,729	902,895	4,043,223	77.37
秋田県	4,670	1,377	1,610,233	193,663,571	67,483,662	11,405,389	1,263,488		11.07
山形県	843	782	1,122,491	150,035,562	57,563,829	6,593,087	0		0.00
福島県	6,997	1,301	557,237	90,985,443	72,053,547	10,956,703	0	7,171,536	65.45
茨城県	840	670	972,407	149,198,897	83,970,921	11,939,808	0		0.00
栃木県	2,091	2,055	1,938,493	407,206,017	125,126,004	13,866,760	4,568,884	314,542	35.21
群馬県	1,479	1,058	900,996	136,516,469	53,205,731	6,094,283	439,440		7.21
埼玉県	2,245	1,470	1,397,557	290,249,377	124,867,071	13,355,943	1,031,000		7.71
千葉県	2,418	476	1,186,557	139,095,494	50,663,831	7,708,379	0		0.00
東京都(財務局)	10	10	4,019	72,007	72,007	25,210	0		0.00
東京都(交通局)	11	10	45,662	3,156,447	3,156,447	220,948	0		0.00
神奈川県	18,693	430	758,122	185,169,892	106,550,267	13,117,681	0		0.00
新潟県	3,032	520	442,815	162,085,714	67,337,041	8,912,857	28,715,510	50,000	322.74
富山県	2,037	1,106	1,451,567	210,453,247	83,823,740	11,882,061	0	950,706	8.00
石川県	3,738	1,783	1,729,045	336,356,347	151,813,017	24,417,786	5,085,011	1,079,060	25.24
福井県	5,455	2,499	2,153,237	179,192,263	108,963,855	13,477,585	399,010	165,000	4.18
山梨県	41,771	420	457,018	92,481,867	53,552,073	7,167,276	0		0.00
長野県	3,053	3,051	2,467,643	291,387,153	27,932,185	3,397,553	1,050,797		30.92
岐阜県	1,501	1,501	462,848	20,528,325	20,528,325	2,833,191	75,000		2.64
静岡県	754	181	217,313	47,040,564	26,804,970	2,992,546	0		0.00
愛知県	11,114	4,336	3,354,980	176,866,634	78,726,743	11,751,100	4,850,436		41.27
三重県	9,937	599	632,987	144,471,564	63,879,612	9,046,198	4,581,027		50.64
滋賀県	395	297	649,452	170,416,727	67,531,148	7,843,735	0		0.00
京都府	2,477	669	952,732	144,997,152	62,281,170	10,023,237	45,000		0.44
大阪府	4,649	4,610	3,582,338	511,926,181	23,838,237	2,996,280	0		0.00
兵庫県	12,197	618	509,868	158,087,461	121,592,046	13,727,072	2,691,088		19.60
奈良県	2,192	1,541	1,386,357	238,489,149	92,320,548	16,743,934	936,414		5.59
和歌山県	42,916	1,193	729,721	110,870,219	21,640,967	2,667,806	750,000		28.11
鳥取県	1,225	1,102	1,053,509	173,145,872	57,880,951	10,021,443	250,000		2.49
島根県	10,608	3,208	1,508,011	243,690,034	91,249,658	24,616,544	5,102,347		20.72
岡山県	2,197	120	48,930	12,724,374	11,969,007	2,045,285	0		0.00
広島県	317,457	2,338	2,409,462	131,443,534	54,797,450	9,125,492	0		0.00
山口県	1,982	1,522	1,658,777	334,261,577	31,406,883	3,168,702	650,500		20.52
徳島県	4,881	1,080	948,918	161,548,572	69,801,620	11,558,782	0		0.00
香川県	1,614	1,569	1,304,505	156,101,927	79,228,218	14,811,151	711,474		4.80
愛媛県	10,451	810	730,250	179,669,857	149,296,858	11,871,353	452,162		3.80
高知県	4,653	2,400	1,368,512	163,932,702	77,593,101	12,369,182	12,192,019	39,500	98.88
福岡県	13,759	2,902	2,011,991	505,489,830	193,433,603	32,568,156	684,678		2.10
佐賀県	67,937	1,066	997,898	164,572,162	65,383,700	6,643,405	959,074		14.43
長崎県	2,143	1,673	1,560,952	218,612,719	44,084,058	5,548,088	0		0.00
熊本県	1,424	1,125	1,530,328	166,030,002	95,374,132	16,055,792	5,963,622		37.14
大分県	1,423	1,374	1,499,882	143,248,918	72,747,836	10,310,009	104,579		1.01
宮崎県	7,647	2,392	974,214	127,254,935	99,122,185	8,456,894	1,436,601		16.98
鹿児島県	4,362	3,138	2,029,109	258,167,735	71,729,531	8,175,306	12,045,657	165,000	149.36
沖縄県	1,097	1,041	1,525,295	281,003,505	104,734,246	18,604,047	10,362,773		55.70
北千葉広域水道企業団	23	23	43,052	6,260,842	1,951,343	455,912	0		0.00
神奈川県内広域水道企業団	75	75	102,327	22,113,473	13,312,379	1,860,831	0		0.00
名古屋港管理組合	131	131	294,801	47,484,785	21,990,791	4,169,243	0		0.00
静岡県大井川広域水道企業団	4	4	6,030	775,778	271,678	65,758	0		0.00
広島県水道広域連合企業団	315	60	26,951	10,483,316	3,168,861	759,629	0		0.00
計	655,177	67,515	58,295,898	8,686,056,892	3,400,168,570	487,191,317	109,347,481	14,206,558	25.36

(注) 1 災害共済基金分担金の額は、「解約返戻金」を除いた後の金額であり、決算書の数値とは一致しない場合がある。

2 損害率の算出 損害率(%) = (災害共済金 + 災害見舞金) / 共済基金分担金

Ⅱ 機械損害共済事業

1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和7年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は、373,986千円（対前年度比0.96%減）、災害共済金支払額は163,935千円（同193.21%増）となっている。

また、令和7年度の事業収支差額181,213千円を機械損害共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

(1) 災害共済金

① 共済加入状況

令和7年度は24都道府県となっており、加入物件数（管理事務所を含む）は、347件となった。

共済責任額は、285,915,654千円（対前年度比3.18%減）で、これに係る共済基金分担金は373,986千円（同0.96%減）となっている。（資料参照）

② 災害共済金の状況

支払件数は4件で、災害共済金163,935千円（対前年度比193.21%増）を支払った。支払額は、新潟県奥三面発電所の100,236千円が高額支払いとなった。

なお、共済基金分担金に対する災害共済金の割合を示す損害率は、43.83%となっている。

(2) 災害見舞金

該当なし

2 会議

機械損害共済業務調査員会議

日時 令和7年11月21日（金）

議事 ・災害共済金支払案件について（令和6年度支払分）
・令和6年度機械損害共済事業経営状況について

3 規程の改正等

平成28年4月1日に改正した「新調達価額の決定について」（理事長通知）に基づき、令和8年度の加入契約に適用する新調達価額算定係数の算出を行った。

また、令和7年度決算から収支計算書を廃止することに伴い、機械損害共済事業業務規程の一部改正を行った。

4 その他

建物共済事業と同様、平成29年度に実施した2回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（115億円）を用途に、共済備金積立資産（当年度末残高111億円）への積立を継続している。

令和7年度機械損害共済加入状況及び支払状況

都道府県名	発電所数	共済責任額 (千円)	共済基金分担金 (円)	災害共済金 (円)	損害率 (%)	備 考
北 海 道	10	12,342,586	13,402,943		0.00	
岩 手 県	19	16,745,836	18,792,952	34,594,000	184.07	
秋 田 県	19	18,311,501	22,708,282		0.00	
山 形 県	16	10,971,949	12,782,651		0.00	
栃 木 県	14	12,143,592	13,602,728		0.00	
群 馬 県	41	28,279,845	31,377,393		0.00	
東 京 都	3	4,779,125	10,348,554		0.00	
神 奈 川 県	15	29,608,459	40,345,865		0.00	
新 潟 県	12	14,983,739	16,598,895	100,236,167	603.87	
富 山 県	23	19,192,747	19,752,839	26,619,846	134.76	
山 梨 県	30	14,798,345	20,704,934		0.00	縮少填補
長 野 県	24	9,031,522	14,667,633		0.00	縮少填補
京 都 府	1	1,894,963	3,318,780		0.00	
鳥 取 県	8	2,786,868	2,394,681		0.00	縮少填補
島 根 県	17	11,422,306	23,637,126	2,485,192	10.51	
岡 山 県	19	6,131,911	7,226,030		0.00	縮少填補
山 口 県	17	8,124,485	8,899,094		0.00	
徳 島 県	5	13,696,546	29,057,858		0.00	
愛 媛 県	11	11,925,888	14,883,546		0.00	
高 知 県	5	4,439,530	8,573,869		0.00	
福 岡 県	3	2,650,933	2,972,398		0.00	
熊 本 県	8	9,093,501	10,474,676		0.00	
大 分 県	14	7,888,597	9,205,180		0.00	
宮 崎 県	13	14,670,880	18,257,593		0.00	
合 計	347	285,915,654	373,986,500	163,935,205	43.83	

(注) 1 発電所数には、共済加入ダム管理事務所を含む。

2 共済基金分担金の額は、「解約返戻金」を除いた後の金額であり、決算書の数値とは一致しない場合がある。

法人の運営

1 理事会・評議員会の開催

令和7年度における当法人の理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりである。議案はいずれも原案どおり可決され、報告は了承された。なお、令和8年3月31日現在の当法人の役員等は、資料のとおりである。

(1) 令和7年度第1回理事会（決議の省略）

日 時 令和7年5月8日

議 事 ・ 評議員会への付議事項について

(2) 令和7年度第1回評議員会（決議の省略）

日 時 令和7年5月27日

議 事 ・ 評議員の選任について

・ 理事の選任について

・ 監事の選任について

(3) 令和7年度第2回理事会（開催）

日 時 令和7年6月16日 9:26～9:43

場 所 都道府県会館

議事・報告

・ 令和6年度事業報告及び決算について

・ 令和8年度共益費について

・ 評議員会への付議事項について

・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について

・ 令和6年度における利益相反取引について（理事長）

・ 令和6年度における利益相反取引について（常務理事）

(4) 令和7年度第2回評議員会（決議の省略）

日 時 令和7年6月25日

議 事 ・ 理事の選任について

(5) 令和7年度第3回評議員会（報告の省略）

日 時 令和7年6月25日

報 告 ・ 令和6年度事業報告及び決算について

(6) 令和7年度第3回理事会（決議の省略）

日 時 令和7年7月4日

議 事 ・ 理事長の選定について

・ 常務理事の選定について

(7) 令和7年度第4回理事会（決議の省略）

日 時 令和7年8月26日

議 事 ・ 評議員会への付議事項について

- (8) 令和7年度第4回評議員会（決議の省略）
 日 時 令和7年9月3日
 議 事 ・理事の選任について
- (9) 令和7年度第5回理事会（決議の省略）
 日 時 令和7年9月9日
 議 事 ・理事長の選定について
- (10) 令和7年度第6回理事会（開催・ウェブ会議システム利用）
 日 時 令和8年2月3日 17:15～17:37
 場 所 都道府県会館
 議事・報告
 ・令和8年度事業計画及び予算について
 ・利益相反取引の承認について
 ・建物共済事業業務規程の一部改正について
 ・機械損害共済事業業務規程の一部改正について
 ・理事長及び常務理事の職務執行状況について
- (11) 令和7年度第7回理事会（決議の省略）
 日 時 令和8年3月4日
 議 事 ・評議員会への付議事項について
- (12) 令和7年度第5回評議員会（決議の省略）
 日 時 令和8年3月17日
 議 事 ・理事の選任について
- (13) 令和7年度第8回理事会（決議の省略）
 日 時 令和8年3月26日
 議 事 ・常務理事の選定について

2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

- (1) 体制整備に関する決定事項について
 令和7年度の体制整備に関する理事会での決定事項は以下のとおり。

決議の日	項目	概要
R8.2.3	建物共済事業業務規程 （一部改正）	令和7年度決算から収支計算書を廃止することに伴い、改正した。 ・令和8年4月1日施行
R8.2.3	機械損害共済事業業務規程（一部改正）	令和7年度決算から収支計算書を廃止することに伴い、改正した。 ・令和8年4月1日施行

(2) 体制の運用状況について

①規程等の整備については以下のとおり。

規程等	概要
公益財団法人都道府県センター設備更新等積立資産設置要綱（一部改正）	「都道府県会館の管理運営上の課題に関する報告書」について、令和6年7月31日の全国知事会理事会において議決されたことを受け、設備更新等積立資産の積立根拠が当該報告書となるため、改正した。 ・令和7年4月1日施行
公益財団法人都道府県センター会議室使用規程（一部改正）	・15階談話室を都道府県等に貸し出すことに伴い、改正した。 ・令和7年5月19日施行
公益財団法人都道府県センター会議室使用規程（一部改正）	・会議室用付属器具のスタンドライトを貸し出すことに伴い、改正した。 ・令和7年11月1日施行

②使用規則の規定に基づき常務理事が別に定める事項の一部改正

スタジオの貸出を会議室と同様に貸し出すこととし、また地下1階展示スペースを都道府県のPRイベント等に貸し出すこととした。

・令和7年8月1日施行

③使用規則の規定に基づき常務理事が別に定める事項の一部改正

役員諸室を撮影等に貸し出すこととした。

・令和7年9月1日施行

④会計規則勘定科目表の一部改正

寄付金を受領することとなったため、対応する科目を追加した。

・令和8年3月17日施行

3 運営体制の充実を図るための取組

(1) 法人運営における体制整備

法令遵守と会計の適正性の確保並びに公益法人制度への適切な対応を図るため、公益法人を専門とする監査法人による会計監査を受けている。

(2) リスク管理体制の整備

業務継続計画を見直し（令和7年10月改正）、「事業の継続性向上」及び「業務の効率化・マニュアル化」を図った。

(3) 不祥事の予防・事後対応の体制整備

ハラスメント防止に向け、ハラスメント防止規程を策定し、事務局内及び外部（顧問弁護士）に相談窓口を設置し、予防と対応の体制を整備している。

(4) 業務効率化とIT活用

クラウド会計システムを導入し、財務処理の効率化と月次決算の迅速化を図っている。

電子申請、電子決裁を導入し、業務効率化、コスト削減、迅速な意思決定の強化を実現している。

会議室予約システムを導入し、ダブルブッキングの防止、予約・管理業務の効率化、会議室稼働率の最大化を図っている。

(5) 職員の能力向上

改正公益法人制度（令和7年4月施行）の理解を深めるため、関係機関が主催する外部セミナー等へ職員を派遣した。

公益財団法人都道府県センター役員等名簿

令和8年3月31日

役職名	職	氏名
評議員	新潟県知事 茨城県知事 大阪府知事 岡山県知事 徳島県知事 鹿児島県知事	花角 英世 大井川 和彦 吉村 洋文 伊原木 隆太 後藤田 正純 塩田 康一
理事長 理事 常務理事	長野県知事 岩手県東京事務所長 長野県東京事務所長 岐阜県東京事務所長 滋賀県東京本部長 岡山県東京事務所長 宮崎県東京事務所長 全国知事会事務総長	阿部 守一 高橋 孝政 新津 俊二 山田 育康 前川 誠 浜原 敬 長谷川 武 長田 公 中島 正信
監事	神奈川県東京事務所長 三重県東京事務所長 広島県東京事務所長	和泉 翼 福島 頼子 杉山 浩紀
会計監査人	監査法人	清泉監査法人

(評議員6名、理事9名、監事3名)

令和7年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。したがって、令和7年度事業報告においては、附属明細書は作成しない。

令和8年6月
公益財団法人都道府県センター